

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成 26 年 9 月 3 日（水） 9：08～9：39

2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

3 出席

<WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 原 英史 株式会社制作工房代表取締役社長

<提案者>

守本 堅 岡山県総合政策局政策推進監

中山 均 岡山県総合政策局政策推進課 参事

塩出 則夫 岡山県総合政策局政策推進課 総括参事

<事務局>

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事

3 閉会

○藤原次長 それでは、続きまして、岡山県の皆さんにおいでいただいております。岡山県の総合政策局政策推進課の守本様以下、お三方ということで、よろしくお願ひいたします。

ヒアリングの時間、30 分以内ということにしておりまして、御説明を 10 分程度でお願いできればと思っております。

委員の方からの御指摘もございまして、主に農業生産法人の要件のところを、ぜひ中心にお話をいただければと思っております。

それで、議事録、資料のほうは、原則公開という位置づけにさせていただいておりますが、そういう扱いでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 わざわざお越しくださいまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○守本政策推進監 それでは、今、お話がございましたように、儲かる農業推進特区のほうをメインに御説明させていただきます。

本県は、中四国では、農業出荷額が随一でございまして、域内では有数の畜産業などもございますし、生産技術あるいは過去の果物等の新規開発の伝統もございます。

また、これは、工業のほうが主になりますけれども、国内の物流拠点であります水島港、これは、国際バルク港湾の指定を受けておりますけれども、そういったところもございますので、逆に輸出方向に活用するということも考えたりいたしますので、いわゆる補助金頼みで農業を進めていくというよりは、むしろ、こちらから攻めていって、産業構造を根本的に変革して儲かる農業とするということのモデル的な取り組みを推進したいと思っております。

先ほども申しましたけれども、非常に交通の拠点性が高うございまして、高速道路が東西に2本、南北に1本、間もなくもう一本、それから、鉄道も当然、新幹線が通っておりますし、海で申しますと、先ほどの水島港あるいは四国へのゲートウェイとしての瀬戸大橋、岡山空港は滑走路の総延長3,000メートルという形で、国際物流の拠点になり得る規模を持っております。

また、気候風土にも非常に恵まれておりますし、今節の長雨、台風等もございましたけれども、特段大きな被害がないという、過去にも大きな被害を受けていないところ。それから、いわゆる降水量1ミリ未満という、いわゆる雨が降らなかつたとされる日の年間日数は、全国一ということがございます。

そういう方向を生かしまして、特に企業の農業参入を促進したいということでございます。

1つには、農業生産法人の事業緩和をいたしまして、現在ですと、総売上の半分の農業売上がないと新規に参入ができるないということがございますけれども、当然、企業の立ち上がった当初につきましては、大きなものができないわけでございますから、他の産業等からの参入意向等も含めまして、この辺の緩和ができるいか。

あるいは、同じように農地を譲渡する場合に、現在ですと、一般の担い手のほうに集積する場合には、売り手のほうに譲渡益の課税免除がかかりますけれども、それが、農業法人にはないということになりますと、農業法人への農業集積が少し阻害されている面があるのではないか。

また、資金の面でいきますと、現在、中小企業信用保証制度等の対象になっていない。もちろん、JA等農業系の金融というのがあり得るわけですけれども、新規参入するときですと、当初の与信がないということでございますので、そのあたりを現行制度の中できさせていただければ、スムーズな資金確保等もできるのではないか。

それから、併わせまして、農地の転用関係の問題になりますけれども、最近、特にはや

っております、植物工場とか、土壤を使わないで、要するに水と光だけでできるものでございますから、こういったものをする場合にも、現在は、いわゆる普通の工場を立地するのと同じような農転の規制がかかりますけれども、農地を転用して、その上で農産物をつくる工場をつくるのだったら、それは農地と同じではないかという発想もあってしかるべきではないかと考えております。

また、使われなくなった農地でありますとか、あるいは農地の畦畔、畔とかですね。そういうところに対して、例えば、太陽光発電をするような場合には、現在、本地のほうにつきましては、転用許可を受けた上で、更新もできますけれども、一番農業生産にかかる畦畔等につきましては、その更新が認められていないということもございます。

○八田座長 ケイハン。

○守本政策推進監 畔のことです。「田」に「圭」と書く。それで畔です。畦畔、いわゆる畔のことです。一般に山間部では、土羽、いわゆる斜面、そこには水を張らないところです。そういうところでも、現在、農転の規制がかかっております。農業生産に直にかかるないところでございますけれども、そういうところの利用に当たっては、もっと緩和をされてしかるべきではないかと考えております。

また、さっき申しました水島港は、国際バルク港湾でございまして、主として鉄鉱石と穀物の輸入に関して港湾指定を受けておりますけれども、空船で出していくのはもったいないですから、できれば、日本からも米や農産物で出せるという方向もあるのではないか。

そうしますと、やはり輸出相手の方の認定を受けなければいけませんので、当然それを国の方でやっていただく必要があるのと、それに対する、例えば冷蔵でありますとか、燻蒸、殺菌等の施設を重点的に配置していただければ、今度は入りだけではなくて出のほうにも水島港が使えるというふうな形になっているかと思います。

○八田座長 これは、規制というよりは、投資をしてほしいということですか。

○守本政策推進監 そうです。

それから、今度は、大規模農業ということはそうでございますけれども、当然、中小農家等がございまして、いわゆる三ちゃんと言われたような状況から、現在、意欲を持ってやっている、投資型の小規模農家もございます。

例えば、農家レストランのような形をされる方あるいは酪農等につきましても、大規模にパーラー等を使ってやって、いわゆる大手乳業メーカーに売るのではなくて、例えば、自分でチーズをつくるとかいうようなことをやっている方もいらっしゃいますけれども、そういうことに関して、現在の規制は、大規模な酪農家が大手に売るというのを前提としておりまして、例えば、値崩れなどを防ぐために、逐一、そういう小さいものでも知事の承認が要る。

○八田座長 値崩れを防ぐために。

○守本政策推進監 逐一、やるときに知事の承認とかが必要になってございますけれども。

○八田座長 値崩れを防ぐために。

○守本政策推進監 値崩れ、牛も夏ばてますので、夏は乳量が少なくなります。そのかわり飲料の需要が上がります。そうすると、高どまりしますね。冬は、牛はお乳をたくさん出しますけれども、飲まなくなるので安くなるのです。そういうときに、小さいところは、投げ売りをするのです。要するに、ディスカウントしてしまうのです。

○八田座長 冬ですね。

○守本政策推進監 はい。そうすると、こういう値下がりの安定が利きませんので、そういった小さな乳业の参入についても知事承認を求めておるのですが。

○八田座長 今、その参入に承認が必要であると。組合に売るのではなくても。

○守本政策推進監 はい。要するに、始めるときだけです。

ですから、現在、そういうところで、うちは別に大手メーカーに売らなくていいのだと、自分のところにチーズをつくって売るのだという方にも同じ規制がかかっていますので、そういうものについては、例えば、緩和をしてもいいのではないかと。

○八田座長 これは、入ってしまえば、どうにでも設定できるわけですか。

○守本政策推進監 要するに、どこに売るかというのは、今は、基本的には買い手が決めております。そうではなくて、自分のところで、自分の納得のいく、コストがかかってもいいから、いいお乳をつくって、それを自分の納得のいく価格にして、市場に出すというようなことをしようとする人も、同じように大規模に大手メーカーに売るのと同じ規制がかかっているので、それは、ちょっとおかしいのではないかということです。

○八田座長 まず、中小企業の参入に規制がかかっているというのはわかりました。だけれども、中小のところが、自分で独自に開発したものを売るときには、生牛乳であっても、それは、自分のお客さんに売る場合には、価格の制限はかかるないわけですね。

○守本政策推進監 からないですね。

○八田座長 だから、要するに、規制は参入のところでかけると、その後の価格規制はない。

○守本政策推進監 はい。要するに、自分で休耕田を開発して、牧草地にして、そこで牛を飼って、自分の質のいいものを自分で売りたいのだというときにも、同じような始めるときの規制がかかってくる。

○八田座長 始めるときにかかるのですね。

○守本政策推進監 はい。

○八田座長 自前で使うのはいいけれども、売るときには許可が要るよと。

○守本政策推進監 酪農施設をつくりうとするときに要るわけです。要するに、酪農業に参入するときの規制ということです。

○八田座長 それは、組合に入つていれば簡単なのですか。

○守本政策推進監 組合に入る、入らないではなくて。

○八田座長 関係なく。

○守本政策推進監　はい。

○八田座長　一応組合に入ってから後で脱退するということは簡単なのですね。

○守本政策推進監　それにもしても、同じように、参入するときに、一旦知事に承認をもらうという手続は要ります。

○八田座長　その後で出るのは。

○守本政策推進監　それは、自由です。

○八田座長　言ってみれば、カルテル破りですね。

○守本政策推進監　ただ、そのかわり価格が保証されませんので、自分で独立の闘いということになります。

○八田座長　何の補助金も出てこないわけですね。

○守本政策推進監　そうですね。

それから、農家レストランをやる場合でも、現在は、農地転用、規制がそのままかかります。いわゆる生産設備などをつくるのと同じような規制がかかりますので、もう少しその辺を緩和して、自由な、要するに生産物を顔の見える形で売るとかいう形が、もう少しできていくと、小規模農業についても6次産業化等を通じて活性化していくだろうと。大規模の農業と、自分で独自にやりたい農業というのは並立していくだろう。そうしますと、農業参入にも企業など、多様な主体が入ってきますので、農地等も有効にできるでしょうし、特にその中では、岡山県の交通の優位性を生かした形で付加価値を高めていくことができるだろうと。

それから、顔が見える農業ということで、地域の活性化も出てきましょうし、それに従って、雇用とか、あるいは企業雇用という形で、要するに自分のリスクではなくて、雇用されての農業というのが出てくるので、地域定住人口にもつながっていくだろうというふうに考えております。

2つ目でございますが、超高齢化社会の対応モデルということでございます。岡山県は、よくも悪くも非常に全国中庸でございまして、財政規模等も、例えば、総務省が基準財政需要額などを参考にするときにも、中規模都道府県では、私どもとか熊本県等を参考にするということでございます。

そういう意味では、これから日本が迎えていく超高齢化社会の中の非常にモデルとしての位置づけがいいのだろうと思っておりますし、特にアドバンテージとしましては、医療介護の関係の教育機関が非常に充実しています。また、医療・福祉の伝統ということで申しますと、民生委員が現在どこの県にもございますけれども、そのモデルとなった済世顧問という制度をつくったのは、岡山県が初めてでございまして、高い地域活動への参加意欲ということでございますと、例えば、防犯ボランティアの団体構成員数などは全国1位というような形で推移しておりますので、こういった岡山県の伝統とか地域性を生かしまして、特に高齢者にやさしい地域づくりというもの、それから、高齢者が安心して住める地域の中で、高齢者をマーケットのターゲットとした、産業創出もできるのではないかと。

一方で、少子化対応を進めていくことによりまして、高齢者が安心して暮らせ、なおかつ子供がふえていくという形で、活力のある次世代の創造ができるのではないかという全体構成を考えております。

高齢者にやさしい地域づくりとしましては、シームレスでコンパクトな地域の実現ということでございますけれども、現在、地域のお年寄りが一番困っていらっしゃるのが、やはり足の問題というようなことがあります。もちろん、買い物難民と言われる状況もございますけれども、買い物難民は、逆に言えば、足が確保されれば解決されるという一面がございます。

現在のところ、ほとんどのところで公共交通機関はどんどん撤退しておりますし、それを行政のほうが、例えば、福祉バスとか、そういうふうな形の中で補うところがございますけれども、ある程度限界があると。そうしますと、もう少しフレキシブルに移動しようと思うと、どうしても、いわゆる自家用運送を使った、有償運送というものが必要になってくるのではないかと。それも、幹線まで全部出かけていくことになりますと、交通事業者と調整が必要になりますけれども、いわゆる幹線まで、フィーダーの路線をそこは担う、それで幹線については、交通事業者が担う、あるいは行政が担うという形がモデルとしてあり得るのではないかと。

そうなりますと、現在のところの自家用有償運送の許可をいただこうと思いますと、運営協議会、これは、どうしても交通事業者が入っておりますので、難しくなるわけですが、そちらの合意が必要であるとか、いわゆる法人格を持っていないとできませんとかいうような形。

ただ、一番簡単には、地域が、いわゆる「結」と言うんですか、相互の互助の形の中では出ていくのが、もちろん、安全性の確保がございますけれども、必要ではないかと。そういうことになると、住民組織といったあたりも運行できる可能性を残しておくと、もっとフレキシブルにいけるのではないかと思っております。

また、さっきも少し申しましたが、いわゆる買い物難民等でございますけれども、現在、地域では、中小の、いわゆる昔で言うお店屋さんというのがどんどんなくなってしまって、訪問販売等が、わずかに残っているところでございますけれども、そういったところで、やはりシニアがもう少し地域でしっかりと生きていくということになると、シニア向けのビジネスの一環としまして、訪問販売であるとか、あるいはサテライト販売というような形を推進していく。そのためには、若干の事業税的なものの免除があると、インセンティブとしていけるのではないかと。

○八田座長 何の免除。

○守本政策推進監 法人税ですね。要するに、税制的な配慮をすれば、進出の門戸が少し広くなる。

○八田座長 訪問販売。

○守本政策推進監 訪問販売とか、小規模サテライト店舗のようなもの。要するに、本店

は別にあるのですけれども、そこで預かっている商品をサテライトに持つていって、そこだけは別に売るというような形ですね。

○八田座長 それは、県の法人税も減税していらっしゃるのですか。

○守本政策推進監 やるのでしたら、やっていく必要があるかと思います。例えば、国に合わせまして法人事業税とか。所得税、法人の税制において、もう少し緩和されるといいのではないかと思っています。もちろん、県が先行的にやることも、あるいは地方公共団体が先行的にやることも可能かと思っております。

それから、地域で大分空白化が進んでおりまして、いわゆる限界集落と言われるところに人が散在するような形になっております。

そういう意味で、都市は、なるべくコンパクト化というものを進めておりますけれども、岡山県で、例えば、岡山市に1つコンパクトができましても、だめでございまして、それぞれの市の市役所の所在地あたりが中心、それから、もう少し旧町村の役場のあったあたりがサブの中心という形で広がっているわけですけれども、そこら辺の機能が非常に薄くなっています。

そうなった中、そこにもともとは生活の中心があったわけですから、廃業したスーパーとか、そういったものがありまして、いい立地にあるものですから、民間が使わないのであれば、行政が使うと思うときには、そこを公共施設として何か整備しようと思いましても、例えば、土地を、権原を取得して、その上に公共の建物を建てる場合には起債が使えますけれども、民間の建物のままで、内部を大規模改修して使うというときには起債ができませんので、要するに、いい立地にあるところを放っておくしかないという状況もございます。

これは、市町村の財源の問題でございますけれども、起債の適債性を認めていただければ、いわゆる拠点エリアの整備が進むのではないかと思っております。

○八田座長 それは、建物と土地とまとめて買って。

○守本政策推進監 いや、買うのではなくて。

○八田座長 いや、仮にです。買って、そして、建物を使うのならば起債を使えるわけですか。

○守本政策推進監 多分、使えると思います。市町村の持ち物にして、それを大規模改修するということになります。ただ、それでは、初期投資が膨大になりますので、今使っていないのだから、「使っていない2階のスーパーを貸してよ」というようなことをするときに、そこを「いいですよ」と、たとえ地主が言っても、大規模改修をして、例えば、高齢者用の集会施設にするような場合にも起債が対象になりません。

○八田座長 要するに、賃貸することが難しいというわけですね。

○守本政策推進監 はい。

○八田座長 もう一つは、土地を定期借地で何十年間か借りて、そして、上の建物は買い取ってしまう、それなら起債は使えますか。

○守本政策推進監 多分、土地の権原は、いかのような方法でも、建物を取得してしまえば、大丈夫だろうと思います。

○八田座長 それで、定期借地で、その後で、何十年後かには、また。

○守本政策推進監 更地にして返す。

○八田座長 だけれども、もうその建物自身は、その期間しか耐久性がないだろうからと、それならできるわけですね。

○守本政策推進監 そうですね。現在でも定借を設定して、公共施設を建てている例は幾らもございます。公民館等。

それから、お年寄りが安心して暮らしていただくためには、医療、介護というのは必要になってくると思いますけれども、どうしても人材不足でございます。

看護師に関しましては、その需給関係を、計画を持っておりますけれども、本ですと、約2,500程度の予定に対しまして1,000人ぐらいが、恒常に不足をしています。

○八田座長 看護師。

○守本政策推進監 看護師です。介護福祉士につきましては、いわゆる公的に需給関係をコントロールしておりませんけれども、有効求人倍率が、常に3.5とか、そういう形になっておりますので、不足は明らかでございます。

そういう意味では、在留資格要件等を緩和いたしまして、介護福祉士のほうもある程度たくさん人材確保できるような制度ができるのかと。

現在、EPAに関するところだけは、看護師も介護福祉士も国家試験を受ければ、資格取得できることになっていますけれども、一旦不合格になりますと、成績優秀者が1年だけ延長されますけれども、なかなか、本人のスキルとしてはいいのですけれども、たまたま語学がだめというのがほとんどの場合でございまして、その語学の問題が克服できるのであれば、例えば、もう一年、もう二年という形の就業機会、資格の取得の機会を拡大していただければ。現在ですと、資格取得者は1割とか2割のレベルにとどまっております。残りは、唯々諾々といって帰国するわけですが、非常にもったいないと考えております。特に地方の人材不足を考えますと、このあたりは考え方ではないかと思っております。

それから、看護師は、もちろん養成をしていくときに、現在、地方の看護師養成機関等でも枠の拡大等は考えていただいておりますけれども、おもしろいことがございまして、例えば100人の定員を120人にしますと、20人分の専任教員をふやさなければいけないのですけれども。

○八田座長 20人分の。

○守本政策推進監 専任教員です。要するに100に対して、例えば5人の教員がいますと、120人に対しては、もう一人、専任教員を増やさなければいけません。

ところが、それを3年間分まとめて増やせと言われたわけです。要するに、ことしの2年生を来年の3年生にするとき、また、ことしの1年生が来年2年生になるときには人数を増やすことは不可能ですから、今のままの人数でいきます。ですけれども、来年から120

人に枠を拡大しようとすると、2年生にも3年生にも、その枠を増やしなさいという規制がかかっておりますので、本当に増える1年生分だけでいいのではないかというのが、この趣旨でございます。

○八田座長 今のところは、何ページですか。

○守本政策推進監 5ページと6ページ。大きな2の③。

○八田座長 はい、わかりました。

○守本政策推進監 それから、少子化のほうでは、子育て支援等の中で、要するに保育所の関係ですと、現在は、社会福祉法人等以外に国庫補助をいただくことはないわけですが、株式会社ということもあるのではないかと、利用者の多様なニーズに対応したサービス提供ができるのではないかと考えております。

それから、高齢者による次世代の支援ということになりますと、現在、孫への贈与については、教育資金のみということに制限がございますけれども、使途制限をもう少し拡大しまして、例えば、結婚資金、出産資金、子育てとか、住まいの資金についても非課税の枠を拡大してはどうだろうかと。

要するに、今ですと、おじいさんが亡くなつて、お父さんが相続をされて、そのお父さんが亡くなつて相続しないと、いわゆる相続税の課税免除等はいただけませんけれども、もう少し高齢者の世代から次世代への、次々世代ですけれども、資産の移行がスムーズにいけば、もう少し若い世代の活力が出てくるのではないかと。

さらに、その前提としまして、やはり結婚して子供を設けていただきたいといけないわけですが、昔はよくあった、いわゆる仲人さんというのが、もう消えて久しくなります。結婚紹介所等はございますけれども、非常にシステムティックで、なかなか琴線に訴えるところがないというところでございますので、要するに、昔で言うおせつかいな仲人というのが、もっといいのだろうと。

ただ、残念ながら現在は、いわゆる行政が独自に設定しております、結婚支援員というものがございますけれども、なかなか公証的な立場がございませんので、もう少し何とか、これを公的に認証する制度があつていいのではないか。

現在、特に個人情報ということが非常に厳しい状況になっておりまして、もともとの個人情報保護法というのは、一定規模以上の電子記録を対象にしておりますけれども、そのときの全体の流れで、とにかく個人の記録というものを渡すことは全ていけないというような風潮になっておりますが、これを何とか公的認証を持った形で、その人ならいいだろうというふうな、これは、多分、情念的なところでの緩和になるかと思いますけれども、あっていいのではないかと思っております。

それから、特に高齢者を対象としました医療、介護につきましては、我が国からビジネスモデルとして海外に出ていくということもございますし、可能性があるのではないかと思っておりますし、もう少しシニアビジネスがうまく成り立つように回していくのではないか。

これは、再掲になりますけれども、法人税の緩和という買い物支援等も出てきましょうし、医療機器等ですと、現在の試験研究期間をもっと短縮して、早い開発サイクルの中で、海外との競争力を高めていくというようなことも可能ではないかと考えて、全体として好循環が創出できればと考えております。

雑駁でございますが、以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、ちょっと私のほうから2、3あれですけれども、さっきの過疎地で幹線まで地元の人が有償でもって送り迎えするという話ですけれども、いろんなところで言われているのですけれども、当然、安全性の確保は必要だと思います。何か事故が起きたときの保証の仕組みですね。それは、どういうふうにするのでしょうか。何か保険もつくるのでしょうか。

○守本政策推進監 基本的には、例えば、法人格のない社団でもできるようにというのが原則だらうと思うのですけれども、保険制度あるいは共済制度というものをしっかりと充実させていくということが、1つにはバックアップになるかと思っております。

○八田座長 それは、現在、そういうものはありますか、使えそうなものは。

○守本政策推進監 今、保険会社が保険の主体にしてくれるかどうかという問題があります。要するに、法人ですと、法人として事業関係保険として加入する可能性があると思うのですけれども、いわゆる法人格のない社団ですと、代表者の定めをもってしかできませんので、では、代表者が、そこの責任者として加入できるかというと、難しいのではないかと思っています。その個人の事業ではありませんので。

○八田座長 そうすると、そこが肝なのですかね。

○守本政策推進監 そのあたりは、今の安全性の確保ということからしますと、そこを補足する必要はあるかと思います。例えば、それを市町村が広く、いわゆる事務の共同化という形で共済にするようなことも1つの案ではないかと思いますが、これは、直ちにできる話ではないかと思いますけれども。

○八田座長 御提案としては、そういう保険を前提としておられるのか、それとも事故が起きたらしようがないじゃないかということを前提にしておられるのか、そこでかなり違うのではないかと思います。

○守本政策推進監 しようがないとは全く思っておりません。要するに、基本的に、例えば、タクシーですと、何十キロもというようなことがございますけれども、今、そこにありましたように、基本的には、自分たちの生活圏の中を、住んでいらっしゃる、よく慣れた道を大きなバスが通る位置まで送っていく、あるいはどこかの域内の診療所まで送っていくというようなことを前提としておりますので、そういう意味で、事故の蓋然性というのは非常に低いと思いますけれども、100%ないということではございませんので、そのときに、やはり制度としての保証は必要だらうと思っております。

ですから、それを、そういった事業の客体として認めていただければ、今度は共済なり

自動車保険なりの客体としても認められる可能性はあると思いますけれども、現行制度を活用するという形でいけるのではないかと思います。

もし、それが難しいのであれば、新しい制度を考えなければいけませんけれども、新規に共済とかを始めるということになりますと、これは、非常にまた障壁が大きいと思いますので。

○八田座長 そうすると、場合によっては、一応、個人がそういうことを登録してやる場合には、もし、事故が起きたら、県が面倒を見るというようなこともありますか、制度としては。

○守本政策推進監 そうですね。例えば、市町村がきちんと地域の交通計画の中に位置づけた地域団体というものがあれば、例えば、県が再保険というような格好でございますが、そういう形でバックアップすることも可能ではないかと思います。

○八田座長 もう一つは、タクシー業界の観点から言えば、タクシーの運転手さんは二種免を要求されているし、車も安全のために特別なものを要求されている。

そうすると、タクシー会社も一種免だけでも過疎地では経営できるならば、公平だと思うけれども、タクシー業はできなくて、地元の人だけができるというのでは、ちょっと困るという意見もあるのですね。

これは、そういう業者がいるなら、それは、それでいいということでしょうか。

○守本政策推進監 そうですね。ただ、実際問題としまして、タクシーを運行していらっしゃる会社が、いわゆるダブルスタンダードで、ここについては、2種免許のタクシーが行くと、ここについては、うちの同じ従業員だけれども、1種免許しか持っていない普通の車というような形を、果たして業態としてとれるのかどうかという問題はあろうかと思います。

○八田座長 そういう会社が地元の人を組織するということは、あり得るのではないですか。

○守本政策推進監 そうですね。

○八田座長 地元の伝統的組合とも連携するかもしれませんけれども、むしろ会社に入つてもらうということについては、どうなのでしょうか。

○守本政策推進監 会社で経営的に成り立つのであれば、十分可能ではないかと思っています。現在の有償運送というのは、いわゆる普通にボランティアでやるときには、要するにお金をいただきませんので、純粹に無料。実費相当はいいと言われますけれども、実費の境目が曖昧なので、結果的に、現実問題としてお金はいただかないということになっております。そうしますと、好意だけが原動力なのですけれども、そうではなくて、やはり一定の。利用するほうも遠慮するのですね、ただで乗っけてくれだと。ですから、利用するほうも双方で納得できる額を払う、運行するほうも、相応のいただくだけのものはいただくという状況ですから、それは、いわゆる事業として成り立つというのは少ないのでないか。そもそも事業で成り立つのなら、タクシー会社がやっているだろうと思っていま

す。

○八田座長 わかりました。ありがとうございます。

あと、ほかにありませんか。

どうぞ。

○原委員 今の有償旅客事業は、事務としては市町村ですか、県ですか。

○守本政策推進監 現在は、このたびの4次一括法で、市町村に手を挙げれば下ります。だから、要らないという市町村にはいきません。それで、市町村にかわって県がやることも可能です。

○原委員 だから、ルール設定の中身の、今、道路運送法の規則で決まっているようなところまで含めて、県である程度自由に設定できるようにと、そういうふうにしたら、もうちょっとやりやすくなると。

○守本政策推進監 今、市町村とか県でいただいているのは、あくまで、許可とか、承認の事務だけですので、規制のレベルは変わっておりません。それに従って事務をするだけですので、この規制のハードルを下げていただかないと事務ができません。

○藤原次長 生産法人の関係で、事業要件ということで御提案を頂戴したのですけれども、具体的にお困りのケースというのが相当顕在化していると考えてよろしいですか。

○守本政策推進監 やりたいというところはあるのだろうと思います。ただ、今のところ、卵と鶏の関係として、規制があるから入ってこない、入ってこないから規制に対する問題点が顕在化しないと。

○藤原次長 どういった業種の方々にニーズがございますか。

○守本政策推進監 例えば、農機具のメーカーでありますとか、農業用の種子の生産をしているメーカー、そういったところというのは、自分のところで圃場を持って試験とかをやりますので、ある程度そこにきちんと人が確保できれば、栽培もできるということもあるかと思います。

○藤原次長 半分以上、売上はそっちのほうでと。

○守本政策推進監 そうですね。それから、例えば、自分のところで加工をしていらっしゃるところなどは、要するに、農家から買うと、当然農家の、JAの利が乗りますので、直につくれば、もっと安くなるのではないという話も当然ありますね。

○八田座長 1点だけ、介護福祉士のことですけれども、これは、雇う予算として全部介護保険から出るものですか。

○守本政策推進監 基本的には、そうなのです。

○八田座長 それで、介護保険から出す場合には、地元の負担というのは、その中で結構あるのですか。

○守本政策推進監 いわゆる（公費負担分として一定割合を負担している）保険から出る部分と、それから、利用者の負担というのが今の制度でありますから、それ以外のところに、例えば、行政が一般会計から繰り入れるということは基本的にはない。

○八田座長 一切ないと、だから、介護保険も、例えば東京でかかった人が、岡山に移ってきた場合には、その原資はちゃんとトランクスファーされているわけですね。

○守本政策推進監 それは、今はない。

○八田座長 そうすると、岡山県としては、吐き出しになってしまふ。

○守本政策推進監 ですから、難しいところでして、例えば、東京の方が、たまたまリタイアをして、東京のほうでずっと保険かけていらっしゃった原資を持ってくるわけではありませんので、来たら来たところの介護保険を利用することになります。

○八田座長 そっちは負担になるわけね。

○守本政策推進監 ただ、そのときに、今度は御本人の住民税とか何とかにも、例えば、年金から出てくるわけですから、完全な持ち出しではないかと。

○八田座長 非常に少ない。

○守本政策推進監 ですから、本当に生産年齢以外の方が来られると、持ち出しが大きくなる。

○八田座長 わかりました。どうもありがとうございました。